

議 案 目 次

令和4年矢巾町議会定例会9月会議

1. 請願・陳情
 - 4 請願第8号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願
 - 4 請願第9号 景気回復のため、消費税率を5%に引き下げを求める請願
 - 4 請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願
 - 4 請願第11号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願
2. 報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度財政健全化判断比率等の報告について
3. 報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
4. 報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
5. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
6. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
7. 議案第43号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
8. 議案第44号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について
9. 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第46号 権利の放棄について

11. 議案第47号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
12. 議案第48号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
13. 議案第49号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
14. 議案第50号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
15. 議案第51号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
16. 議案第52号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
17. 議案第53号 令和3年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
18. 議案第54号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
19. 議案第55号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
20. 議案第56号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
21. 議案第57号 令和3年度矢巾町水道事業会計決算認定について
22. 議案第58号 令和3年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
23. 議案第59号 令和3年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
24. 議案第60号 令和3年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

所得税法第 56 条廃止の意見書を国に提出することを
求める請願



受理番号	第 8 号
受理年月日	令和 4 年 8 月 22 日

紹介議員

谷上 知子 

藤原 梅昭 

矢巾町議会

議長 藤原 由巳 殿

令和 4年 8月 22日

盛岡市松尾町19番8号

盛岡民主商工会婦人部

部長 颯田 洋子



所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願

「請願趣旨」

私たち中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献しています。しかし、営業とくらしを支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は所得税法56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められません。

所得税法56条を廃止し、家族従業者の「働き分（自家労賃）」を社会的に公正に評価することを願い、所得税法56条廃止の意見書を国にあげることについて請願いたします。

「請願の理由」

中小事業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。従業員を労働させた場合には賃金は経費になりますが、家族従業者が家業で同じ労働をしたという事実があっても、その労賃を経費にすることを所得税法56条は禁じています。家族従業者がどんなに働いても、その働き分は認められず、税法上すべて事業主の所得となり、配偶者で86万円、その他の家族は50万円がその所得から控除されるだけです。時給に換算すると358円と208円となり、労働基準法で定められている最低賃金821円に及ばず、住宅や車のローンが組めないなど、事業承継の障害になっています。また国民健康保険に傷病手当や出産手当が支給されない根拠の一つになっています。まさに所得税法56条は人権問題です。

この所得税法56条は、昭和25年に明治以来の家父長制度の下での租税制度から、個人単位課税制度に税制改正された際、例外として今日の税制に引き継がれているもので、農業や漁業を含む自営業者のみ正当化されてきました。

記帳を条件に税務署長に届け出て青色申告とすれば、特典として家族従業者の働き分を経費にすることができるとしていますが、そもそも申告の原則は白色申告となっています。税務署長が条件付きで一部の経費のみ認める「特典」であり、税務署長の裁量一つで取り消される場合もあります。白色申告や青色申告という申告形態に関わらず、家族一人一人の働き分は必要経費として認めるべきです。

また、2014年1月から、年間所得300万円以下の白色申告者にも記帳義務が拡大され、すべての中小業者に記帳・帳簿保存が義務付けられています。このことは白色申告・青色申告と差別する必要がなくなったということではないでしょうか。世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認めています。

また、家族従業者の8割は女性であることを鑑み、2016年の国連女性差別撤廃委員会でも「所得税法第56条は家族従業女性の経済的自立を妨げている」ことを懸念し、所得税法の見直しを日本政府に勧告しています。

今、全国562の地方議会と13の税理士・弁護士団体が所得税法第56条廃止等決議・意見書を国に上げる大きな運動になっており(2022年6月現在)、岩手県でも滝沢市、紫波町をはじめ8つの議会が意見書を採択しております。農林水産業、商工業等自営業者の多い岩手では特に、家族従業者は事業の重要な担い手です。「岩手県男女共同参画推進条例」第15条にも「家族従業者も適正評価を受けるもの」と明記されております。

所得税法56条の廃止は、中小零細業者を支える家族従業者の人権が保障され、税法上も民法、労働法や社会保障上でも認められることになり、家族従業者の地位向上につながります。

ついては貴議会において、所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出していただきますようお願いいたします。

景気回復のため、消費税率を5%に引き下げを求める請願



受理番号	第 9 号
受理年月日	令和4年8月22日

紹介議員

川村よし子 

矢巾町議会議長 藤原 由巳 殿

2022年 8 月 22 日
〒020-0873
盛岡市松尾町19-8
岩手県商工団体連合会
会長 関沢 淨
電話019-606-3130

景気回復のため、消費税率を5%に引き下げをを求める請願

【請願趣旨】

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、物価・原材料の高騰が国民生活と事業活動に追い討ちをかけています。

国民生活を守るために世界では91にもおよぶ国や地域が消費税（付加価値税）を下げています。消費税の減税は物価を下げる効果と地域経済の活性化にもつながり個人消費を喚起し、景気回復につながります。

また、低所得者ほど重い税負担となっている消費税が減税されるとコロナ禍・物価高騰のなかで地域住民の暮らしを直接支援することになります。

国民生活を守り、中小零細業者の事業継続・地域経済の活性化のために以上の理由から、地方自治法124条の規定により以下の請願をいたします。

【請願事項】

国に対し、消費税率を5%に下げて景気回復を求める意見書を提出すること



受理番号	第 10 号
受理年月日	令和 4 年 8 月 22 日

消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願

紹介議員

小川 文子 
昆 秀一 

矢巾町議会議長 藤原 由巳 殿

2022年8月22日
〒020-0873
盛岡市松尾町19-8
岩手県商工団体連合会
会長 関沢 淨
電話019-606-3130

消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願

【請願趣旨】

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、物価・原材料の高騰が国民生活と事業活動に追い討ちをかけています。

このように中小事業者の経営困難が続くもとで、2023年10月から消費税のインボイス制度が実施されようとしています。

消費税の免税事業者を商取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、実質的な増税となるものです。このままインボイス制度が実施されれば経営基盤の弱い中小零細事業者・フリーランス等では経営が成り立ちません。

コロナ禍・物価高騰で地域経済が疲弊するなかで中小事業者は事業継続と雇用維持に必死の努力を続けており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの業者団体や商工会・税理士等からもインボイス制度の「凍結」「延期」「見直し」が表明されており、現状でのインボイス制度の実施に懸念の声が上がっています。

地域経済を守り、中小零細業者の事業継続のために以上の理由から、地方自治法124条の規定により以下の請願をいたします。

【請願事項】

国に対し、消費税のインボイス制度の実施凍結または中止を求める意見書を提出すること

<意見書>

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」

コロナ禍や物価上昇、ウクライナ危機が日本経済に影響を与える中、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。

インボイス制度が実施されれば、中小事業者やフリーランスの事務や消費税負担の増加につながります。消費税の免税事業者に新たな負担を強いる制度は、コロナ禍から再起を図る事業者の重い足かせとなります。インボイス制度によって、新たに2480億円の消費税収が増えると財務省が試算するように、実施されれば中小事業者の負担が増えます。

インボイス制度について、業界団体や税理士団体なども「中止」「凍結」を求めています。

以上、地方自治法99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

矢巾町議会

議長 藤原 由巳



受理番号	第 11 号
受理年月日	令和4年8月22日

沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願

紹介議員

廣田光男 

山崎道夫 

2022年8月22日

矢巾町議会議長 藤原 由巳 様

〒028—3623 矢巾町大字煙山第24地割1
みちのく療育園
(TEL019—611—0600)

矢巾九条の会共同代表世話人 伊 東 宗 行



〒028—3615 矢巾町南矢幅第6地割80番地1
三堤住宅4号棟11
(TEL019—697—8960)

矢巾九条の会共同代表世話人 佐 藤 征 克



沖縄戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願

(請願の趣旨)

太平洋戦争の末期に我が国唯一の地上戦の地となった糸満市沖縄では、未だに全ての民間人、兵士のご遺骨が収集されずにいます。とりわけ日本兵と住民が追い込まれた沖縄南部地域には、遺族の元に返されないままの遺骨が残されています。

沖縄県糸満市の平和記念公園にある礎には国籍、軍人、民間人の区別なく、沖縄戦で亡くなられた24万1,686名の氏名が刻銘されており、岩手県出身者の沖縄戦戦没者も685名を数えます。

同地域では、沖縄戦で犠牲、自決を強いられた住民や、戦闘で命を落とした兵士(アメリカや朝鮮半島出身者など各国の兵士の遺骨を含む)遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも、遺骨収集が行われ、遺骨を遺族へ返還する取り組みも続いています。

政府は、糸満市や八重瀬町の山野の土砂を採掘して基地建設のための埋め立てに使用する計画を発表しました。

沖縄戦の戦没者の遺骨を含む可能性のある地域の土砂を採掘することは、個々人の信仰や政治的立場を超えて、人倫にもとる非人道的な行為であり、到底許されるものではありません。戦没者、その遺族の尊厳人権を何重にも踏みにじるものです。

ついては、戦没者の遺骨の収集を進めるためにも以下の事項を請願します。

- 1 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないこと

報告第9号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度財政健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和4年9月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

1 令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率

(単位：%)

項目 \ 比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	15.8	97.7
早期健全化基準	14.02	19.02	25.0	350.0

2 令和3年度決算に基づく経営健全化判断比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率	備考
矢巾町水道事業会計	—	
矢巾町下水道事業会計	—	

報告第10号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年9月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月15日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和4年6月4日（土）午後2時45分頃

3 事故発生場所

矢巾町大字煙山第5地割地内
町道西部開拓線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過したため、自動車の右側の前輪、後輪のタイヤを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

32,794円

報告第11号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年9月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月15日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和4年6月5日（日）午後3時15分頃

3 事故発生場所

矢巾町大字煙山第5地割地内
町道西部開拓線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過したため、自動車の右側の前輪、後輪のタイヤ、ホイール、サスペンションを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

149,226円

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年9月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住 所

氏 名

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年9月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住 所

氏 名

議案第43号

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

矢巾町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住 所

氏 名

議案第44号

矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について

矢巾町民総合体育館条例（昭和53年矢巾町条例第22号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例

矢巾町民総合体育館条例（昭和53年矢巾町条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第12条関係） 体育館使用料 1 〔略〕 2 <u>暖房料</u> 暖房を使用する場合には、実費を基準として町長が定める額を別に徴収する。	別表（第12条関係） 体育館使用料 1 〔略〕 2 <u>冷暖房料</u> <u>冷暖房</u> を使用する場合には、実費を基準として町長が定める額を別に徴収する。
備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第45号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>[新設]</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合に</u></p>

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であっ

あつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

[削除]

(非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則に定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）

当該子の1歳6か月到達日

て、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合にあつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日
〔新設〕

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において配偶者育児休業をしている場合

イ 〔略〕
〔新設〕

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあつては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において配偶者育児休業をしている場合

ウ 〔略〕

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間におい

(非常勤職員の育児休業が特に必要と認められる場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

〔新設〕

(1) 〔略〕

(2) 〔略〕

〔新設〕

(再度の育児休業をすることができることとなる最初の育児休業の期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(1)～(4) 〔略〕

てこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(非常勤職員の育児休業が特に必要と認められる場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則に定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあつては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

〔削除〕

(2回を超えて育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 〔略〕

(7) 〔略〕

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

〔新設〕

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。

(7) 〔略〕

〔削除〕

(5) 〔略〕

(6) 〔略〕

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

（2回の育児休業から除かれる育児休業に係る子の出生の日からの期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) 〔略〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第46号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

1 権利の内容

町民センター食堂に係る建物賃借料及び電気使用料の支払請求権

2 放棄する金額

- (1) 建物賃借料 300,000円
- (2) 電気使用料 210,285円

3 相手方

矢巾町大字白沢第5地割68番地3
有限会社サン・アロー

4 放棄する理由

相手方である法人は取締役全員が死亡し、又法人としての活動もなく、当該債権の回収に実効性がないことから、権利を放棄しようとするものである。

5 放棄する日

議決の日